

制定 平成 29 年 4 月 21 日 原規技発第 1704212 号 原子力規制庁長官決定
改正 令和 4 年 3 月 17 日 原規技発第 2203174 号 原子力規制庁長官決定
改正 令和 6 年 3 月 6 日 原規技発第 24030616 号 原子力規制庁長官決定

共同研究実施規程について次のように定める。

平成 29 年 4 月 21 日

原子力規制庁

共同研究実施規程の制定について

共同研究実施規程を別添のとおり定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 21 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 17 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 6 日より施行する。

共同研究実施規程

(目的)

第1条 この規程は、原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が規制庁以外の機関と共同で行う研究（以下「共同研究」という。）に関する契約の内容、手続その他必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被規制者等 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）に定める被規制者等をいう。ただし、大学を除く。
- 二 研究成果 共同研究で得られた科学的・技術的知見（次号に規定する知的財産権を除く。）をいう。
- 三 知的財産権 次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権及び実用新案法（昭和34年法律123号）に規定する実用新案権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - ロ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許を受ける権利及び実用新案法（昭和34年法律123号）に規定する実用新案登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - ハ 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
- 四 発明等 発明（特許権の対象となる発明をいう。）及び考案（実用新案権の対象となる考案をいう。）をいう。
- 五 実施権 特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為並びに著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に規定する行為を行える権利をいう。

(共同研究実施の要件等)

第3条 共同研究は、次の各号の全てを充たすものについて実施するものとする。

- 一 原子力規制委員会における安全研究の基本方針（平成28年7月6日原子力規制委員会決定）で示された安全研究の目的に沿っていること。
- 二 実験、コード整備、解析作業その他の研究活動に規制庁の職員が直

接関与できるものであること。

三 研究を共同して実施することが合理的かつ効果的であること。

2 共同研究の期間は、原則として3年を上限とする。

(共同研究機関の要件)

第4条 規制庁が共同研究を実施できる機関(外国の機関を除く。以下同じ。以下「共同研究機関」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門安全研究センター及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所

二 大学及び前号に掲げるもの以外の公的研究機関(共同研究において利益相反についての考慮が必要と原子力規制庁長官(以下単に「長官」という。)が判断した場合を除く。)

三 被規制者等に該当しない民間企業等

2 前項に該当しない場合であって、次の各号の全てを充たすときは、被規制者等を共同研究機関とすることができることとし、長官が必要と判断した場合は原子力規制委員会の承認を得ることとする。

一 当該研究を行う必要性が特に高いものであること。

二 被規制者等の保有する知見、設備、資材等を利用することが研究実施上必要不可欠な場合、利用可能な試験設備等が限られていてこれを被規制者等と共同で利用することが研究実施上必要不可欠な場合、その他被規制者等と共同で実施することが研究目的を達成するため必要不可欠な場合であること。

三 規制機関としての独立性及び研究実施の透明性を確保するため十分な措置が講じられていること。

(共同研究の費用分担)

第5条 共同研究の費用は、長官と共同研究機関の代表者が協議の上、規制庁及び共同研究機関がそれぞれ負担するものとする。

2 共同研究の費用には、共同研究機関の所有する資機材及び施設の使用に必要な経費等を含めることができる。

(共同研究協定の締結等)

第6条 長官は、共同研究を実施しようとするときは、あらかじめ共同研究機関の代表者との間で、当該共同研究の実施に関し別添の協定を標準とする協定を締結しなければならない。

2 長官は、共同研究協定を締結したときは、共同研究機関の名称及び住所並びに共同研究の名称、概要及び期間を公表しなければならない。

- 3 長官は、第1項の規定により共同研究機関の代表者と締結した協定を変更しようとするときは、あらかじめ共同研究機関の代表者と協議の上、当該協定を変更することができる。

(施設等の使用)

- 第7条 規制庁は、共同研究を行うために必要な共同研究機関の施設等について、あらかじめ共同研究者の同意を得て、無償で 사용할 ことができる。
- 2 規制庁は、共同研究を行うために必要な自らの施設等について、共同研究機関に無償で 使用させることができる。
- 3 前二項の場合において、規制庁又は共同研究機関の一方にとって著しく負担となる費用の発生が見込まれるときには、長官は、共同研究機関の代表者と協議の上、当該費用の一部を共同研究機関に負担させ、又は規制庁が負担することができる。

(秘密の保持)

- 第8条 共同研究のために共同研究機関から提供された情報(秘密である旨が書面で明示されたものに限る。以下「秘密情報」という。)は、秘密として取り扱わなければならない。
- 2 規制庁は、第三者に秘密情報を開示しようとするときは、あらかじめ書面により、当該秘密情報を提供した共同研究機関の同意を得なければならない。
- 3 前二項の規定は、秘密情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- 一 公知の情報であるもの
 - 二 秘密情報の提供を受けた時点で、既に保有している情報であるもの
 - 三 秘密情報の提供を受けた後で、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - 四 秘密情報によらないで、独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

(知的財産権の帰属等)

- 第9条 共同研究において得られた発明等に係る知的財産権は、規制庁及び共同研究機関の共有とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、長官と共同研究機関の代表者が協議の上、規制庁又は共同研究機関の一方が独自に得た発明等であると他方が認めた場合には、当該発明等に係る知的財産権については、当該発明等した規制庁又は共同研究機関に帰属するものとする。
- 3 長官は、共同研究において得られた発明等に係る知的財産権(前項の規

定により規制庁又は共同研究機関に帰属するものを除く。以下「共有知的財産権」という。)の出願を行おうとするときは、あらかじめ共同研究機関の代表者との間で、当該共有知的財産権に係る持分等を定めた共同出願に関する契約を締結しなければならない。

(知的財産権の管理費用)

第10条 規制庁は、弁理士費用、出願料、維持費その他の共有知的財産権の管理に要する費用を、その持分に応じて共同研究機関に負担させるものとする。

(第三者に対する実施権の許諾)

第11条 規制庁は、共同研究機関の指定する者あるいはその他の第三者(以下単に「第三者」という。)から共有知的財産権に係る実施権の許諾の要請があったときは、あらかじめ共同研究機関の同意を得て、当該第三者に対して当該知的財産権に係る実施権を許諾することができる。

(知的財産権の実施料)

第12条 長官は、第三者に共有知的財産権に係る実施権を許諾するときは、あらかじめ当該第三者との間で、持分に応じた実施料の支払い等に関する契約を締結しなければならない。

(知的財産権の譲渡等)

第13条 規制庁は、共有知的財産権を譲渡、売却又は放棄しようとするときは、共同研究機関の同意を得なければならない。

2 規制庁は、共同研究機関が共有知的財産権を譲渡、売却又は放棄しようとするときは、共同研究機関に規制庁の同意を得させるものとする。

(研究成果の帰属)

第14条 研究成果は、規制庁及び共同研究機関の共有とする。

2 前項の規定にかかわらず、規制庁又は共同研究機関が単独で創出したことが明らかな研究成果については、当該研究成果を創出した規制庁又は共同研究機関に帰属するものとする。

(研究成果の公表)

第15条 研究成果は、実施期間が終了した後又は実施期間中で必要と認められるときに、規制庁単独で又は共同研究機関と共同で遅滞なく公表するものとする。

2 規制庁が単独で研究成果を公表する場合は、当該研究成果について原子

力の安全上直ちに公表する必要があると長官が判断する場合を除き、規制庁は共同研究機関の同意を得るものとする。

- 3 共同研究機関が単独で研究成果を公表する場合は、規制庁は共同研究機関に事前に規制庁の同意を得させるものとする。

(共同研究の中止)

第16条 長官は、共同研究を継続することにより規制庁の他の業務に支障が生じ、又は天災その他のやむを得ない理由により、当該共同研究を継続することが困難であると認めるときは、あらかじめ共同研究機関の代表者と協議の上、当該共同研究を中止することができる。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項は、別に原子力規制庁長官官房技術基盤グループ長が定める。

共同研究協定書（案）

原子力規制委員会原子力規制庁長官名（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の各条項に従い、に関する共同研究の実施について協定を締結する。

（定義）

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 研究成果 共同研究で得られた科学的・技術的知見（次号に規定する知的財産権を除く。）をいう。
- 二 知的財産権 次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権及び実用新案法（昭和34年法律123号）に規定する実用新案権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - ロ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許を受ける権利及び実用新案法（昭和34年法律123号）に規定する実用新案登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - ハ 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
- 三 発明等 発明（特許権の対象となる発明をいう。）及び考案（実用新案権の対象となる考案をいう。）をいう。
- 四 知的財産権の実施 特許法第2条第3項に規定する行為及び実用新案法第2条第3項に規定する行為並びに著作権法第2条第1項第十五号及び同項第十九号に規定する行為をいう。

（共同研究の計画）

第2条 甲及び乙は、別紙1の共同研究計画書（以下「計画書」という。）に定めるところに従い本共同研究を実施する。

- 2 計画書に記載された事項を変更する必要がある場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（共同研究の実施期間）

第3条 共同研究の実施期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ計画書において定める者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲及び乙は、相手方の同意を得て相手方の管理する場所において本共同研究に参加する場合は、相手方の諸規定に従うものとする。

(情報の提供)

第5条 甲及び乙は、本共同研究を遂行するため必要と認め、かつ、提供し得る技術情報等を適時相手方に対し提供する。

2 甲及び乙は、本条により相手方より開示、提供された技術情報等を本共同研究以外の目的に使用しないものとする。

3 提供された資料は、相手方からの要請があった場合には、本共同研究の完了後又は本共同研究の中止後相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、前条第1項の規定に基づき相手方から提供を受けた情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、これらを第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は、本共同研究の完了後も効力を維持するものとする。

3 甲及び乙は、各々の情報セキュリティポリシーに従って、情報セキュリティを確保するものとする。ただし、乙が情報セキュリティに関する規程を有していない場合は、甲の情報セキュリティポリシーに準ずるものとする。

(研究成果の帰属)

第7条 甲及び乙は、本共同研究によって得られた研究成果を、原則として甲及び乙の共有とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が単独でなしたことが明らかな本共同研究の研究成果については、当該研究成果を生み出した甲又は乙に帰属するものとする。

(研究成果の公表)

第8条 甲及び乙は、実施期間が終了した後及び実施期間中で必要と認められるときに研究成果を取りまとめ、取りまとめた研究成果を遅滞なく共同で公表を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、単独で公表しようとするときは、あらかじめ相手方の文書による同意を得なければならない。ただし、当該研究の成果について直ちに公表する必要があると甲が判断した場合はこの限りでは

ない。

(研究機器等の使用)

第9条 甲及び乙は、本共同研究のため必要な研究機器、その他本共同研究遂行のための物品（以下「研究機器等」という。）を、相手方の同意を得て共同で使用することができる。

2 甲及び乙は、研究機器等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 甲及び乙は、本共同研究のため必要があるときは、協議の上、自己所有の研究機器等を自己の責任と負担の下で、相手方の施設に持ち込むことができる。

(施設等の使用)

第10条 甲及び乙は、本共同研究の遂行のために必要な施設等を、相手方の同意を得て共同で使用することができるものとする。ただし、甲及び乙一方にとって著しく負担となる費用の発生が見込まれる場合は、協議の上、相手方に費用を負担させることができるものとする。

(研究の中止等)

第11条 甲及び乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとする。この場合において、甲及び乙はその責めを負わないものとする。

(災害時の取扱い)

第12条 甲又は乙に属する研究員が共同研究の実施に関して被った災害の補償については、当該研究員の属する当事者が負担するものとする。

(共同研究の管理)

第13条 共同研究の管理は、甲及び乙が共同して行うものとする。

(実施状況の報告)

第14条 甲及び乙は、それぞれの研究の実施状況を定期的に相手方へ報告するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第15条 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、共同して発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権（以下「共有に係る知的財産権」という。）は甲及び乙の共有とし、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分等を定め

た共同出願等に関する契約を別途締結の上、共同して出願等するものとする。

- 2 甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行った場合において、協議の上、当該発明等に係る知的財産権を単独による発明等と相手方が認めたときは、甲又は乙の単独所有とし、甲又は乙は単独で出願等の手続を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、研究担当者が行った本共同研究に係る発明等を評価し、出願手続を行う対象とすべきかどうかを判断するものとする。この場合において甲及び乙が出願の対象とした場合は、知的財産権の登録を受ける権利を当該研究担当者から承継するために必要な措置をとらなければならない。

(第三者に対する知的財産権の実施の許諾)

第16条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権について、相手方の同意を得て第三者にその実施を許諾することができる。

(知的財産権の管理費用)

- 第17条 甲及び乙は、本共同研究の結果生じた費用のうち自己が単独で所有する知的財産権の管理に要するもの（弁理士費用、出願料、維持費等）を各自負担するものとする。
- 2 甲及び乙は、本共同研究の結果生じた知的財産権を共有する場合には、その知的財産権の管理に要する費用（弁理士費用、出願料、維持費等）を、その持分に応じて負担する。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

(知的財産権の実施)

- 第18条 甲の単独所有となった知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。
- 2 甲及び乙は、共有に係る知的財産権を第三者又は乙の指定する者に実施させる場合は、その持分に応じた実施料の支払その他必要な事項を定めた実施契約を、当該者と別途締結するものとする。

(職務発明規定の整備)

第19条 乙は、共同研究担当者が行った発明等が共同研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその共同研究担当者の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本協定の締結後速やかにその共同研究担当者と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を共同研究担当者から乙に承継させる旨の契約を乙の共同研究担当者と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを共同研究に適用

できる場合は、この限りでない。

(共有に係る知的財産権の譲渡等)

第20条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権を譲渡し、売却又は放棄しようとするときは、相手方の同意を得なければならない。

(協定の解除)

第21条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当した場合において、相当な期間を定めて催告し、同期間内に是正されないときは、本協定を解除することができるものとする。

- 一 相手方がこの協定の履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき。
- 二 相手方がこの協定に違反したとき。

(損害賠償)

第22条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙若しくは自己が参加させた研究担当者が故意又は重過失によって相手方に損害を与えたときに、その損害を賠償しなければならない。

(協定の変更)

第23条 この協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、その措置を決定する。

(個人情報の取扱い)

第24条 甲及び乙は、第6条の規定にかかわらず、相手方から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取り扱う義務を負わなければならない。

2 甲及び乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 一 相手方から預託を受けた個人情報を第三者に預託し、若しくは提供すること、又はその内容を知らせること。
- 二 相手方から預託を受けた個人情報をこの協定の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなら

い。

- 4 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報を本共同研究の終了日又は解除をした後に速やかに相手方に返還しなければならない。ただし、甲及び乙が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 5 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定については、本共同研究の終了日又は解除をした後であってもその効力を有するものとする。

(協定の有効期間)

第25条 この協定の有効期間は本共同研究の実施期間とする。

- 2 この協定期間終了後においても、第5条から第9条まで、第16条から第19条まで、第22条及び第27条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第26条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(裁判管轄)

第27条 この協定に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、甲及び乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
原子力規制委員会原子力規制庁
長官 名

乙 「所在地」
「相手方名称」
「代表者氏名」

共同研究計画書

1. 共同研究件名
に関する研究

2. 研究目的

3. 研究内容

(1)

(2)

(3)

4. 実施方法

5. 研究実施分担

項目	甲	乙
(1)		
(2)		
(3)		

6. 共同研究費分担

項目	甲	乙
(1)		
(2)		
(3)		

*研究項目のうち、甲乙がそれぞれ負担する場合には、研究項目を分割し、甲乙の分担が分かるように記載すること。

7. 共同研究参加者

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
----	----	---------	-----------

甲			
乙			

8. 実施場所

9. 研究実施工程

項 目 \ 年 度	年 度				年 度				年 度			
(1)												
(2)												
(3)												

10. 使用する主な施設及び機械器具

区分	施設・設備の名称	設 備		
		名 称	規格	数量
甲				
乙				

11. 提出図書

12. 特記事項

13. その他

以上